グリーン調達ガイドライン

2020年 6月

(第6版)

ソフトバンク株式会社

目次

- 1. はじめに
- 2. 制定の目的
- 3. 適用範囲
- 4. 定義
- 5. 取り組み方針
- 6. 調達基準
- 7. その他

1. はじめに

ソフトバンク株式会社(以下、「当社」という。)は、お客様・株主・従業員・お取引先・社会をはじめとする ステークホルダーの皆様の信頼に応える企業経営に向けて、持続可能な社会の発展に寄与するための自主 的な取り組みを行うとともに、「サプライヤー倫理行動規範」を公表して、サプライ・チェーン上にいる利害関係 者に対しても CSR の視点に基づいた取り組みをお願いしています。

また、地球環境保全の視点から CO2 排出量の削減に向けた取り組みをさらに強化してゆくことが必要と考え、グリーン調達ガイドライン(以下、「本ガイドライン」という。)を定めるとともに、本ガイドラインに基づいて環境に配慮した調達活動を進めています。

2. 制定の目的

本ガイドラインは、お取引先の皆さまに対して当社がグリーン調達に関する基本的な考え方を示すものであり、本ガイドラインを定めることによって CO2 排出量の削減に寄与する製品の導入を促進することを目的とします。

なお、個別の調達案件における具体的な要求事項や評価項目につきましては、当社が個別に提示する仕 様書や依頼書等にて明示することとします。

3. 適用範囲

本ガイドラインは、当社が提供するサービスにおいて使用するために調達する通信機器、サーバ、ルータ、スイッチングハブ類などの IT 機器、ならびに通信インフラとして設置する電源設備、空調設備、局舎、付帯設備等のファシリティ設備類(以下、「対象機器類」という。)について適用するものとします。

4. 定義

- (1) 本ガイドラインに用いる用語は ISO14001 の定めに準じるものとします。
- (2)「サプライヤー倫理行動規範」とは、当社がお取引先の皆さまにその遵守を要請している規範を指し、この規範には「環境への配慮」、「情報セキュリティ」、「公正な競争」、「品質・安全性の確保」、「人権への配慮」、「労働安全衛生」、「児童労働の禁止」、「強制労働の禁止」、「差別、非人道的な扱いの禁止」、「労働時間」、「公正な支払い」、「結社の自由」、「責任ある鉱物調達」、「地域社会との共生」の14項目が含まれています。

当社は、これら 14 項目の内容をホームページにて公開し、お取引先さまの理解を促しています。

5. 取り組み方針

当社は、お取引先の皆さまとの公正な取引関係を保つために定めた「購買基本方針」に基づいて全ての調達活動を行っています。

この購買基本方針には、「公平な競争機会の提供」、「合理的な取引先の選定」、「法令の順守」、「機密情報の管理」、「相互信頼の醸成」、「環境の保全」、「私的な関係の禁止」、「CSR への取り組み」の 8 項目が定められており、各項目の内容はホームページで公開して社内外の関係者への周知と理解促進に努めています。

https://www.softbank.jp/corp/csr/responsibility/stakeholders/dealer/policy/

(1) 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、購買基本方針にある「環境の保全」について、ICT 分野におけるエコロジーガイドライン協議会が定めた「ICT 分野におけるエコロジーガイドライン」(以下、「エコロジーガイドライン」といいます。)の内容に沿って、より具体的な対応について定めたものとなります。

(2) 本ガイドラインの運用

購買基本方針の「環境の保全」に基づき、CO2 排出量の削減に向けた取り組みをさらに強化してゆくために本ガイドラインは使用され、全てのお取引先の皆さまからの調達に適用されます。

ただし、本ガイドラインを使用して調達活動を行う際には、購買基本方針で定めている他の各項目とのバランスが考慮されます。

(3) お取引先の皆さまへの要請

当社は、お取引先の皆さまに以下の事項を要請するとともに、自発的かつ積極的な取り組みやご提案を高く評価します。

- ①環境マネジメントシステムに関する国際規格 ISO14001 等を参考にした環境マネジメントシステムを 構築、運用していること。
- ②当社の求めに応じて、対象機器類の省エネ性能に関する情報やデータを提供すること。
- ③省エネ効果の高い対象機器類を合理的な価格で継続的に提案、提供すること。

6. 調達基準

- (1) エコロジーガイドラインに掲載されている場合
 - ①エコロジーガイドラインにおける「基準値の実現時期の目安」以降原則として、エコロジーガイドラインで 定める基準値(5段階評価で示すマーク2つランクの値)を満たす対象機器類を、調達先を選定 するための選考対象に加えます。
 - なお、調達先の選考に当たっては、省エネ効果を十分に考慮しつつ、当社が必要とする性能と経済 合理性も合わせて考慮いたします。
 - ②エコロジーガイドラインにおける「基準値の実現時期の目安」以前 上述の基準値を満たす対象機器類が調達可能である場合には、上記①と同様の調達基準によって 発注先の選定を行いますが、調達が不可能である場合には、これまでに購入していた対象機器類よ りも省エネ効果が高い対象機器類を選考対象に加えるものとします。

(2) エコロジーガイドラインに掲載されていない場合

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」で定めているトップランナー基準などの公的な基準がある場合には、それらの基準を準用しながら調達先の選定に当たります。

上述のような公的な基準等が無い製品を購入する場合には、お取引先の皆さまから提供される情報やデータ、もしくは第三者機関が公開しているデータ等を参考にしながら、より省エネ効果が高い製品の調達に努めるものとします。

7. その他

本ガイドラインは、政策動向、社会環境の変化、技術動向、対象機器類の普及状況などを踏まえて、適宜見直しを行うものとします。

以上